

保育行政について

質問

次に、保育行政について伺いたいと思います。

民営化における事業者選定委員会の条例撤回の影響についてでございますが、3月にその条例撤回の説明を委員会でされたときに、私、市長に質問しました。そのときに市長は、平成28年度には必ず民営化をするということでしたので、今回その具体的な方策について伺っていききたいと思います。

当初の予定では、この今年度の平成26年度9月に事業者を決定して、その後事業者と保護者、市長部局での3者懇談会を行い、保育内容や引き継ぎのすり合わせをして、それを踏まえて平成27年度4月から合同保育、そして平成28年度4月に民営化という流れでしたが、3月の条例撤回によりこのスケジュールは不可能となりました。

市長がおっしゃるとおり、当初の予定どおり平成28年4月に民営化を行うとなると、保護者に対して説明していたことと異なるスケジュールになってしまう、具体的には3者懇談会をなくすか、合同保育の期間を短くするしかないように考えるのですが、今後どのように進めるつもりですか。

春藤尚久こども部長 議員御指摘のように、公立保育所の民営化につきましては、さらに慎重かつ丁寧に進める必要があると判断し、吹田市民営化保育所移管先選定委員会を市長の附属機関に加えるための条例改正案の提案を取り下げ、今議会において、その関連予算の減額補正を提案させていただいております。

今後につきましては、移管業者や保護者代表を含めた3者懇談会や合同保育の期間を適切に確保することなど、民営化移管のスケジュール等を改めてお示した新たな計画案を作成し、次回以降の定例会にて提案をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

質問

3者懇談会や合同保育の期間を適切に確保するというお答えをいただいたんですけども、伺っているのは、説明していたスケジュールよりも短くなってしまいうんじゃないかということなんです。

その具体的な話について伺ってるんですけども、御説明いただけますでしょうか。

春藤尚久こども部長

その件につきましては、スケジュールがおくれていることから、当初に御説明をした期間をとれないということは事実でございます。

ただし、年内中に事業者の選定まで終わることができれば、それはもちろん保護者

の方の理解をいただいた上で事業者選定委員会等も円滑に進められて、公募も行えてというようなハードル、これはございますけれども、そういうことが可能であれば、ぎりぎりですね、来年の4月からということも可能ですので、それは我々としたら最後まで努力をさせていただきたいと考えております。

質問

私は民営化には、基本的に賛成でございまして、平成 28 年度の4月に民営化することもよいと思っておりました。

ただ、ずっと申し上げておったのは、実際に影響を受ける保護者の不安をできる限り解消すべきであるということだけでございます。

今回3月の市長の政策判断、条例撤回の結果、保護者に説明したスケジュールや内容を大幅に変更せざるを得なくなった結果、部長、そのことに対して、説明会で、保護者からどのような批判があると想定されておりますか。

春藤尚久こども部長

今、議員御指摘の件については、期間が短くなりますことから、保護者の方の意見を十分入れた形の合同保育が開始できないのではないかな等の御指摘があるものと考えております。

そのために、先ほど申し上げましたとおり、丁寧に説明をして、理解を求めていかなければ、スケジュールを取り戻すということは、なかなか厳しいとは思いますが、先日も公募要領についてのアンケート等をとらせていただきました。そういうことで、事務手続は一定進めておりますので、今後、説明会の中で説明を尽くして、その状況に応じてということになると思っておりますけど、こども部としてはぎりぎりまで努力をさせていただきたいと考えております。

質問

今回のこの条例撤回の件については、委員会の議論とは全く違うところでの政策判断といいますか、裏のやりとりの結果のことであり、それは別に、議会というものの存在を無視されてるように非常に感じるんですけども、そういうふうなことをされて、結果、影響を受けるといいますか、被害を受ける、影響を受けるのは保護者になるんですよね。私も説明会に行っておりますけど、大変、非常に厳しい言葉等の矢面に職員は立ってるわけですよ。市長、今回その政策判断されて、保護者に影響がいつてしまって、それをまた職員が受けるっていう厳しい状況になるのかなと思うんですけども、市長御自身が説明しに行かれたらいいんじゃないかなと思うんです。何でこんななったんですかって、絶対聞かれると思うんですよ。職員から当然そういうことは説明で

きないと思いますので、市長から御説明に上がればどうかと思いますけども、その点について、市長、どうですか。

井上哲也市長

まずは担当者が保護者の皆さんに十分説明をさせていただく中で、どうしてもそういうことが必要であれば、説明はさせていただきます。現時点では、今は必要ないと思ってます。

質問

説明があれば行くということなので、多分保護者は求められるんじゃないかなと思います。

次に、吹田市認可外保育施設運営支援事業の効果について伺います。

待機児童対策として認可外保育施設を活用することは、保育園に入れたくても子供を入れることができなかった保護者のニーズに合致して、とてもよい政策であると考えます。

まず、この政策により吸収できた待機児童数は何名でしょうか。そして平成 26 年 4 月現在の待機児童数についてお答えください。

春藤尚久こども部長

認可外保育施設運営支援事業につきましては、本年 4 月 1 日現在の申込者数は、189 人の状況でございます。現在、要件等の確認作業中でございます。対象者数は 180 人不足と見込んでおります。

また、ことし 4 月 1 日現在の待機児童数は 24 人となる見込みでございます。

以上でございます。

質問

待機児童対策としてはいい政策だなと思ったんですけど、今定例会での他の議員の質問に対する答弁を聞いておまして、ちょっと疑問が生じたので、この件に関連して質問をさせていただきます。

今回のこの事業、国の補助金を活用してのものであると認識しております。本来、国の要綱が定まり、それに沿った市の要領を作成して、補助金執行するという流れが通常であると、私は思っておるんですけども、今回、国の要綱作成ができていて、特別な措置をとるような答弁があったように感じたのですが、この点についてもう一度、市の対応を御説明いただけますか。

春藤尚久こども部長

議員御指摘の件については補助金の支払いの件についてだと思えます。

認可外の保育施設を運営する事業者の方には、この事業に御協力いただくために、これまで説明を行ってまいりましたし、できるだけ質の確保を求めておりまして、本市では現在、認可保育所と同じ人員基準にプラス一人をするような、人的配置としては認可保育所並みの配置をしていただくということを基本にこの事業を行っております。

そのため、事業者の方については人の雇用を、保育士の資格を持つ方の雇用を行っていただいたり、そういうことをしていただきました。そのために、この補助金につきましての支払いは、できる限り早急に行っていきたいと考えておりまして、一定、翌月の10日である5月の10日前後にお支払いをできればと考えておりますということで御説明をしておりますが、国の補助金でございまして、国の正式な要綱が出ておりませんので、その支払いがおくれました。そのため、府を通じて、国に対して早く要綱を発出してほしいというお願いをいたしておりましたところ、今の要綱案をもとに、市のほうで要綱を、もう策定に取りかかっていたいただいても結構だと、それで支払いを進めていただいても結構だということでございました。恐らく国のほうとしたり、その要綱案のままの要綱を発出されるものと思っております。そういう事情がございましたので、事業者の方には市の要綱を策定して交付決定等の手続をして、早急に支払いを行っていきたいと考えておるという状況でございます。

質問

早急にということなんですけども、具体的に言うと、国の要綱ができる前に、もうその補助金自体は執行していこう、お支払いをしていこうということですか。

春藤尚久こども部長

はっきりと要綱の発出時期というのはわかりませんが、今月中には発出されるのではないかと考えておりますので、支払いについても今月末を予定をしておるという今の状況でございます。

質問

正確に答えていただきたいんですけども、ちゃんと国の要綱が発効されてから支払いするということですか、それともそれに先んじてやるということですか、どちらですか。

春藤尚久こども部長

国の要綱案に基づいて、市の要綱を作成して、交付決定等の手続を組めば、一定支払いは行えると思っておりますけれど、国の要綱を確認した上で支払っていくこと

が適切だと考えておりますので、今、国の要綱が出るのを待っているという状況でございます。

質問

済みません、ちょっと端的に答えていただきたいんですけど、要は、国の要綱ができるまでは支払いはできないけども、要綱が出たら、すぐに支払えるようにしますということですか。

春藤尚久こども部長

国の要綱案というのは、もう大分前にお示ししていただいておりますので、それが正式な形としておりてきて支払うのが適切であろうとは考えておりますので、仮の形で、それをもとに市の要綱を策定をして、事務手続を進めております。

ただ、最終的には国の要綱を確認して支払うことが適切ではないかと考えております。

質問

総務部長に伺いたいんですけど、そういうのは手続的には問題ないんですかね。

牧内章総務部長

所管の部長の話を聞いておりますと、国のほうから、そういうふうなことで許容をされるんだというようなお話があったということでございますので、私は特に問題があるというふうには今感じてございません。

以上でございます。

質問

この件について、ちょっと担当者と話をしておったんですけども、基本的に事業者の方は保護者から、それまでもらっておったというか、通常もらっておる金額を、通常というか、もらっていると。それで運用していった、補助金がおりてきたときに、超えた部分は返すってような手続を踏んでいるのでと考えると、別にそんな運用で困るようなことはないように感じるんですけども、普通のね、よく言われるのは、そういうのってある程度の資金的な余裕がないと、やっぱり行政的にまずいようなことがあると思うんですけども、そんなかつかつの運用をされてるようなところがあるってということですか。

春藤尚久こども部長

かつかつの運用というか、そういう御説明をさせていただきました経過がございますので、できるだけ早急に払っていくべきだと考えておりますし、国の要綱が出ない前に支払ったらどうなのかということですが、事業者と市との関係からいうと、支払う義務が発生をしておりますので、支払っていくべきだと考えております。

そしたら、何が問題になるかといいますと、国の補助金が、市のほうに適用されるのか、そのことだけが問題になってくるものと考えております。そこについては、国からそういう指示がおりておりますので、先に手続を進めても、補助が適用されると思っておりますけれども、補助金要綱の正式な発出を確認して、支払っていくのが最も適切かということで考えておりますので、今月中の発出を待ってるという状況でございます。

質問

手続的なことがいろいろ問題に上がってる時期でございますので、そのあたりはしっかりと法に従ってやっていただければと思います。

次に、給食調理の、学校給食のことについて伺おうと思ってたんですけども、時間の関係上省かせていただきたいんですけど、担当者とお話ししておりますと、アレルギー対応については市としては万全にやっていたらいるということでございますので、保護者の方にも安心いただければと思います。